

函館市介護保険サービス事業者等指導要綱

R1 介護保険施設等集団指導	
令和 2 年 2 月 17 日	市資料 1-1

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 2 3 条または健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号。以下「改正法」という。）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第 2 6 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「旧法」という。）第 2 3 条の規定に基づき、介護保険サービス事業者等に対して行う介護給付等に係る介護給付等対象サービスの内容および介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援および尊厳の保持を念頭において、事業者の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保および保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護保険サービス事業者等 次に掲げる者をいう。

ア 法に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者

イ アに掲げる事業者であった者または当該指定に係る事業所の従業員であった者

ウ 法に規定する介護保険施設および旧法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設

(2) 介護給付等 介護給付または予防給付をいう。

(3) 介護給付等対象サービス 前号に規定する介護給付等に係る介護

保険サービスをいう。

(4) 特定事業者 次に掲げる者をいう。

ア 保険医療機関の病院または診療所の行う居宅療養管理指導，訪問看護，訪問リハビリテーションおよび通所リハビリテーションの指定居宅サービス事業者

イ 保険医療機関の病院または診療所の行う介護予防居宅療養管理指導，介護予防訪問看護，介護予防訪問リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーションの指定介護予防サービス事業者

ウ 保険薬局の行う居宅療養管理指導の指定居宅サービス事業者および介護予防居宅療養管理指導の指定介護予防サービス事業者

(指導)

第3条 指導の対象は，介護保険サービス事業者等とする。

2 指導形態は，集団指導および実地指導とする。

(1) 集団指導

指導の対象となる介護保険サービス事業者等に対し必要な指導の内容に応じ，一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

次に掲げる形態により，指導の対象となる介護保険サービス事業者等の事業所（以下「サービス事業所」という。）において実地で行う。

ア 本市が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）

イ 本市が厚生労働省または北海道と合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

3 指導対象の選定については，全ての介護保険サービス事業者等を対象とするが，重点的かつ効率的な指導を行う観点から，次に掲げる基準を標準として，対象とする介護保険サービス事業者等の選定を行う。

なお，選定に当たっては，利用者からの情報のみならず国民健康保険団体連合会介護給付費適正化システムによる情報を確認する。

(1) 集団指導の選定基準

第2条第1号アおよびウに掲げる介護保険サービス事業者等を対象に実施する。

(2) 実地指導の選定基準

ア 一般指導

(ア) 毎年度，国の示す指導重点事項に基づき，介護保険サービス事業者等を選定する。

(イ) 内部告発ならびに利用者およびその家族などからの情報提供を受けて，一般指導が必要と認められる介護保険サービス事業者等を対象に実施する。

(ウ) その他，特に一般指導を要すると認める介護保険サービス事業者等を対象に実施する。

イ 合同指導

(ア) 複数の市町村において指定を受けている介護保険サービス事業者等を対象に実施する。

(イ) その他，特に一般指導を要すると認める介護保険サービス事業者等を対象に実施する。

(3) 特定事業者の指導

介護保険サービス事業者等のうち，特定事業者の指導については，(1)および(2)の規定によらず，必要に応じて実施する。

4 北海道および他の市町村との連携を図り，必要な情報交換を行うことで適切な集団指導および実地指導の実施に努めるものとする。

5 集団指導および実地指導の指導方法は次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる介護保険サービス事業者等を決定したときは，あらかじめ集団指導の日時，場所，出席者，指導内容等を文書により当該介護保険サービス事業者等に通知するものとする。

イ 指導方法

集団指導は，介護給付等対象サービスの取扱い，介護報酬請求

の内容，制度改正内容および高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる介護保険サービス事業者等を決定したときは，あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該介護保険サービス事業者等に通知する。

ただし，指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により，あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は，指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

(ア) 実地指導の根拠規定および目的

(イ) 実地指導の日時および場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席者

(オ) 準備すべき書類等

イ 出席者

指導に当たっては，指導対象となる介護保険サービス事業者等の管理者の出席を求めるほか，必要に応じて介護給付等対象サービスの担当者，介護報酬請求担当者等の関係職員の出席を求めるものとする。

(3) 指導方法

実地指導は，関係書類等を確認し，管理者および関係職員との面談方式により行う。

(4) 指導体制

2名以上の班を編成し，うち1名は主査職以上の職にある者とする。

(5) 指導結果の通知

実地指導の結果，改善を要する事項が認められた場合および介護

報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日
文書によって指導の通知を行うものとする。

(6) 報告書の提出

当該介護保険サービス事業者等に対して、指導の通知をした事項
について、結果通知後、原則30日以内に改善状況報告書により報
告を求めるものとする。

(7) 自主点検

実地指導の結果、介護報酬について過誤による調整を要すると認
められた場合は、当該介護保険サービス事業者等に対し、指導事項
に係る過去分を含めた自主点検を指示する。

(監査への変更)

第4条 実地指導中に以下のいずれかに該当する状況を確認した場合は、
実地指導を中止し、直ちに「函館市介護保険サービス事業者等監査要
綱」に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者および入所者等の生命ま
たは身体の安全に危害をおよぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 報酬請求の内容が不正な請求と認められる場合

(関係部署との連携)

第5条 指導にあたっては、他の運営指導（社会福祉法人運営指導等）
と連携を図り、合同で運営指導を実施するなど効率的に行うものとし
る。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。